

奈良県広域水道企業団職員の任用に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第11号

奈良県広域水道企業団職員の任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、地方公務員法において使用する用語の例による。

(任用の制限)

第3条 職のうち、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職として任命権者が定める職には、日本の国籍を有する者を任用するものとする。

(採用の方法)

第4条 職員の採用は、第8条の規定により選考によることができる場合を除き競争試験によって行うものとする。

(採用試験の告知)

第5条 採用試験の告知は、奈良県広域水道企業団公報による公示その他適切な方法により行うものとする。

2 採用試験の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該採用試験の試験職種及び採用後の職務内容
- (2) 受験資格
- (3) 採用試験の種目及び方法
- (4) 採用試験の日時及び場所
- (5) 受験申込みの時期及び手続
- (6) その他企業長が必要と認める事項

(受験の資格要件)

第6条 企業長は、受験の資格要件として必要な最低の経歴、学歴、免許及び年齢等は当該試験の対象となる試験職種に応じてその都度定めるものとする。

(採用試験の種類及び方法)

第7条 採用試験は、企業長が適当と認める職の群に応じて行う。

2 採用試験は、受験者が当該採用試験に係る職の標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを、客観的相対的に判定することを目的とし、次に掲げる方法のうち2以上を併せて行うものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験
- (3) その他当該採用試験に係る職の標準職務遂行能力を客観的に判定することができる方法
(選考により採用することができる場合)

第8条 次に掲げる職へ職員を採用する場合は、それぞれ選考によることができるものとする。

- (1) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と企業長が認めるもの
- (2) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と企業長が認めるもの
- (3) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないと企業長が認める職
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (5) 奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年2月条例第18号）第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (6) 奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年2月条例第27号）第10条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (7) 前各号に規定するもののほか、企業長が競争試験によることが不適當であると認める職
(選考の実施)

第9条 選考は、採用しようとする者について、その都度、任命権者が行うものとする。

(選考の方法)

第10条 選考は、選考される者が当該職の標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを、選考の基準に基づき判断するものとし、必要に応じて経歴評定、口述試験、筆記試験その他の方法を併せて用いることができる。

(選考の基準)

第11条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び企業長が

必要と認める知識、知能、技能、経歴等を有することとする。

(条件付採用期間)

第12条 条件付採用の期間は、任命の日から起算して6月間とする。

2 前項の条件付採用の期間中の職員を他の職に任命した場合には、その条件付採用の期間は引き続くものとする。

3 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」とする。

(条件付採用期間の延長)

第13条 職員の条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合は、条件付採用の期間を、実際に勤務した日数が90日に達するまで延長する。ただし、条件付採用の期間は1年を超えることができない。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第14条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重要な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(臨時的任用の期間の更新)

第15条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、企業長が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。